

2024/4/1

エムケイ石油株式会社

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立できる環境を作る為、意識の改善、規則・規程の把握等、労働環境の改善を行う為、次のように行動計画を策定致します

1.計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2.内容

目標1

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性社員・・・取得率20%以上にする

女性社員・・・取得率80%以上にする

対策

令和6年4月1日～ 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する

令和6年10月1日～ 子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施する
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の周知

令和6年10月1日～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付と労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する

目標2

年次有給休暇取得の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする

対策

令和6年4月1日～ 年次有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況を取りまとまる

令和6年10月1日～ グループウェア等で有給取得の進捗状況を周知する

以上